

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年9月13日

【会社名】 株式会社ビジョナリーホールディングス（注）1

【英訳名】 VISIONARYHOLDINGS CO. , LTD.（注）1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星崎 尚彦（注）1

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階（注）1

【電話番号】 (0465) 24 3611（代表）

【事務連絡者氏名】 株式会社メガネスーパー  
取締役執行役員CFO 三井 規彰

【最寄りの連絡場所】 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

【電話番号】 (0465) 24 3611（代表）

【事務連絡者氏名】 株式会社メガネスーパー  
取締役執行役員CFO 三井 規彰

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券及び新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）1,587,278,000円（注）2、4

【届出の対象とした募集金額】

（第1回新株予約権）	0円（注）3
	159,318,000円（注）4
（第2回新株予約権）	0円（注）3
	128,260,000円（注）4
（第3回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等））	0円（注）3
	950,000,000円（注）4
（第4回新株予約権）	0円（注）3
	201,300,000円（注）4
（第5回新株予約権）	0円（注）3
	148,400,000円（注）4

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

## 【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

- (注) 1. 本訂正届出書提出日現在におきまして、株式会社ビジョナリーホールディングスは未成立であり、平成29年11月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点の予定を記載しております。
2. 本訂正届出書の対象となる新株予約権証券は、本株式移転に際し、株式会社メガネスーパーの新株予約権の新株予約権者に対して、株式会社メガネスーパーの新株予約権の代わりに、その保有する新株予約権の合計と同数の株式会社ビジョナリーホールディングスの新株予約権証券を交付するものです。
3. 新株予約権証券の発行価額の総額です。
4. 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年9月13日に株式会社メガネスーパーの四半期報告書 事業年度 第42期第1四半期（自平成29年5月1日 至平成29年7月31日）が提出されたことに伴い、平成29年7月10日に提出いたしました有価証券届出書及び平成29年7月28日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を修正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集金額

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権

株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権

株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成の目的等

1. 本株式移転の目的及び理由

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成に係る契約

1. 株式移転計画の内容の概要

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

3 事業の内容

第2 事業の状況

1 業績等の概要

2 生産、受注及び販売の状況

3 対処すべき課題

5 経営上の重要な契約等

6 研究開発活動

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

(2) 連結子会社の状況

2 主要な設備の状況

(2) 連結子会社の状況

3 設備の新設、除却等の計画

(2) 連結子会社の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

## (1) 株式の総数等

発行済株式

## (2) 新株予約権等の状況

株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権

株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権

株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権

## (6) 大株主の状況

・所有株式数別

## (7) 議決権の状況

## (8) ストックオプション制度の内容

発行済株式

## 4 株価の推移

## (2) 最近6月間の月別最高・最低株価

## 第5 経理の状況

## 第6 提出会社の株式事務の概要

## 第六部 組織再編成対象会社情報

## 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

## (1) 組織再編成対象会社が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

臨時報告書

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	215,260個 (注) 2、3
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
割当日	平成29年11月1日(水)
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

発行数	115,098個 (注) 2、3
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。

割当日	平成29年11月1日(水)
払込期日	該当事項はありません。
払込取扱場所	該当事項はありません。

## (2) 【新株予約権の内容等】

## 株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権

(訂正前)

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	30,060個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,006,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。但し、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、53円とする。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	159,318,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 53円 但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に従い変動することがある。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2017年11月17日から2024年11月16日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずば銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合)、及び、新株予約権者が前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

(訂正後)

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	29,880個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,988,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。但し、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、53円とする。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	158,364,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
	1. 発行価格 53円 但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に従い変動することがある。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2017年11月17日から2024年11月16日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）</p>
新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

## 株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権

訂正前)

	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式10,000,000株（当社普通株式は、別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義する。以下同じ。）。なお、当社普通株式の株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>2 行使価額の修正 後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「8. 行使価額の修正」を条件に、行使価額は、各修正日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正される。さらに、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東証におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。</p> <p>本有価証券届出書において、「行使日」とは、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。</p> <p>「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。</p>
--	--

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄2項に記載の条件に該当する都度、各修正日において、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 行使価額は40円（但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。</p> <p>5 割当株式数 10,000,000株</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 本新株予約権の下限行使価額である40円で本新株予約権全部が行使された場合の金額は400,000,000円（但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。）。</p> <p>7 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照）。</p> <p>8 本新株予約権者による本新株予約権の取得請求 本新株予約権には、本新株予約権者が当社に対して、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照）。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における株式です。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、100,000株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として10,000,000株とする。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額は、当初95円とする。</p> <p>但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」の定めるところに従い調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>950,000,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 95円</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>



新株予約権の行使期間	平成29年11月1日から平成30年3月31日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「10.その他の本新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 平成29年11月1日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の交付日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「12. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」の規定に従う。

訂正後)

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式6,800,000株(当社普通株式は、別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義する。以下同じ。)。なお、当社普通株式の株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。 2 行使価額の修正 後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「8. 行使価額の修正」を条件に、行使価額は、各修正日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正される。さらに、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東証におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。 本有価証券届出書において、「行使日」とは、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。 3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄2項に記載の条件に該当する都度、各修正日において、修正される。
--------------------------	--

	<p>4 行使価額の下限 行使価額は40円（但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。</p> <p>5 割当株式数 6,800,000株</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 本新株予約権の下限行使価額である40円で本新株予約権全部が行使された場合の金額は272,000,000円（但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。）。</p> <p>7 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照）。</p> <p>8 本新株予約権者による本新株予約権の取得請求 本新株予約権には、本新株予約権者が当社に対して、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照）。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における株式です。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、100,000株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として6,800,000株とする。但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額は、当初95円とする。 但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」の定めるところに従い調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>646,000,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 95円</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2017年11月1日から2018年3月31日とする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求場所 みずほ信託銀行株式会社</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「10.その他の本新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 2017年11月1日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の交付日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「12. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」の規定に従う。

## 株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権

(訂正前)

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	33,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,300,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。</p>

新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、61円とする。 但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	201,300,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 61円 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2019年12月15日から2026年12月14日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

(訂正後)

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	32,950個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
	普通株式

新株予約権の目的となる株式の種類	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,295,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、61円とする。 但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	200,995,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 61円 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2019年12月15日から2026年12月14日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)
新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合)、及び、新株予約権者が後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写)別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 1【組織再編成の目的等】

##### 1. 本株式移転の目的及び理由

訂正前)

当社グループの属する眼鏡小売市場におきましては、依然として低価格均一店に伸びがみられるものの、高齢化の進展による老視マーケットの拡大、PCやスマートフォンなどのディスプレイやキーボード等により構成されるVDT（Visual Display Terminals）の高頻度使用による若年層における視力低下、疲れ目やスマホ老眼解消の需要高まりを背景として、老視レンズ、遠近両用レンズ等の累進型レンズへの需要が拡大しており、眼鏡一式市場規模は緩やかな回復傾向にあります。需要層について、低価格均一眼鏡と視環境の改善、いわゆる付加価値を求める需要層に二極化する傾向がみられる一方で、供給面においては、既存量販店、専門店、中小店を中心に価格競争の激化、労働需要の逼迫や経営者の高齢化による事業承継問題等により減少傾向がみられるなど、需要層の二極化と相まって業界再編の機運が高まっていくことが予想されます。

このような経営環境のもと、当社は「アイケア」重視のサービス型店舗モデルの一層の強化による事業基盤の強化と経営効率の向上に取り組む意向を有しております。

同時に、「アイケア」重視のサービス型店舗モデルのプラットフォーム化（以下「目の健康プラットフォーム」といいます。）を通じて、アイケア領域で親和性が高いメガネチェーン店や異業種企業との資本・業務提携を強化しており、富山県内に22店舗を展開する株式会社メガネハウスを当社グループに加えるなど、同プラットフォームを通じた事業規模の拡大並びに事業基盤の共有化（以下「ロールアップ」といいます。）を戦略的に展開し、眼鏡小売市場における付加価値需要層領域での競争優位の確立を目指しております。

また、技術革新を通じた新たな市場の開拓を目指し、「視覚拡張」をキーコンセプトに「見え方」「かけ心地」にこだわったメガネ型ウェアラブル端末「b.g.（ビージー）」の商品開発を進めておりましたが、ウェアラブル端末領域の早期事業化を図るため、株式会社Enhanlabo（エンハンラボ）を当社グループに加えております。

そのようななかで、当社グループが一層の企業価値向上を実現するためには、環境変化へのスピーディな対応が不可欠であり、機動的かつ柔軟な経営判断を可能とする体制のもと、ガバナンスの強化とともにグループ会社の採算性の明確化を図り、目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップ戦略、並びに技術革新を通じた新たな市場開拓を戦略的に展開していくことを目的とし、純粋持株会社体制へ移行することにいたしました。

純粋持株会社体制への移行後、新たに設立される当社は、親会社として、グループ全体の経営戦略の策定及び経営資源の配分を行うとともに、各グループ会社への経営管理機能を担います。また、各グループ会社のミッションを明確化し、シナジー効果の追求によるグループ全体の経営効率の向上、グループ外取引の拡大による新たな事業機会の創出など、持続的な成長を目指してまいります。また、純粋持株会社体制への移行後も財務体質の強化と事業基盤の安定化を最優先とし、早期の復配を目指す方針です。

本件株式移転により、メガネスーパーは当社の完全子会社になるため、メガネスーパーの普通株式は上場廃止となりますが、当社は、東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）に上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）の審査によりませんが、当社の設立登記日（株式移転効力発生日）である平成29年11月1日を予定しております。

訂正後)

当社グループの属する眼鏡小売市場におきましては、依然として低価格均一店に伸びがみられるものの、高齢化の進展による老視マーケットの拡大、PCやスマートフォンなどのディスプレイやキーボード等により構成されるVDT（Visual Display Terminals）の高頻度使用による若年層における視力低下、疲れ目やスマホ老眼解消の需要高まりを背景として、老視レンズ、遠近両用レンズ等の累進型レンズへの需要が拡大しており、眼鏡一式市場規模は緩やかな回復傾向にあります。需要層について、低価格均一眼鏡と視環境の改善、いわゆる付加価値を求める需要層に二極化する傾向がみられる一方で、供給面においては、既存量販店、専門店、中小店を中心に価格競争の激化、労働需要の逼迫や経営者の高齢化による事業承継問題等により減少傾向がみられるなど、需要層の二極化と相まって業界再編の機運が高まっていくことが予想されます。

このような経営環境のもと、当社は「アイケア」重視のサービス型店舗モデルの一層の強化による事業基盤の強化と経営効率の向上に取り組む意向を有しております。

同時に、「アイケア」重視のサービス型店舗モデルのプラットフォーム化（以下「目の健康プラットフォーム」といいます。）を通じて、アイケア領域で親和性が高いメガネチェーン店や異業種企業との資本・業務提携を強化しており、富山県内に22店舗を展開する株式会社メガネハウスを当社グループに加えるなど、同プラットフォームを通じた事業規模の拡大並びに事業基盤の共有化（以下「ロールアップ」といいます。）を戦略的に展開し、眼鏡小売市場における付加価値需要層領域での競争優位の確立を目指しております。

また、技術革新を通じた新たな市場の開拓を目指し、「視覚拡張」をキーコンセプトに「見え方」「かけ心地」にこだわったメガネ型ウェアラブル端末「b.g.(ビージー)」の商品開発を進めておりましたが、ウェアラブル端末領域の早期事業化を図るため、株式会社EnhanLabo(エンハンラボ)を当社グループに加えております。

そのようななかで、当社グループが一層の企業価値向上を実現するためには、環境変化へのスピーディな対応が不可欠であり、機動的かつ柔軟な経営判断を可能とする体制のもと、ガバナンスの強化とともにグループ会社の採算性の明確化を図り、目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップ戦略、並びに技術革新を通じた新たな市場開拓を戦略的に展開していくことを目的とし、純粋持株会社体制へ移行することにいたしました。

純粋持株会社体制への移行後、新たに設立される当社は、親会社として、グループ全体の経営戦略の策定及び経営資源の配分を行うとともに、各グループ会社への経営管理機能を担います。また、各グループ会社のミッションを明確化し、シナジー効果の追求によるグループ全体の経営効率の向上、グループ外取引の拡大による新たな事業機会の創出など、持続的な成長を目指してまいります。また、純粋持株会社体制への移行後も財務体質の強化と事業基盤の安定化を最優先とし、早期の復配を目指す方針です。

(削除)

## 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

### (1) 提出会社の企業集団の概要

#### 提出会社の概要

(訂正前)

(1) 商号	株式会社ビジョナリーホールディングス (英文名: VISIONARYHOLDINGS CO., LTD.)	
(2) 事業内容	眼鏡、コンタクトレンズ及び付属品、補聴器等の販売等、並びにこれら事業を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理	
(3) 所在地	東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階	
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長 星崎尚彦	現 (株)メガネスーパー 代表取締役社長
	取締役 束原俊哉	現 (株)メガネスーパー 取締役
	取締役 小坂雄介	現 (株)メガネスーパー 取締役
	取締役 三井規彰	現 (株)メガネスーパー 取締役
	取締役(社外) 永露英郎	現 (株)メガネスーパー 取締役
	取締役(社外) 松本大輔	現 ルートエフパートナーズ(株) 同社代表取締役
(5) 資本金の額	未定	
(6) 決算期	4月30日	
(7) 純資産の額(連結)	未定	
(8) 総資産の額(連結)	未定	

訂正後)

(1) 商号	株式会社ビジョナリーホールディングス (英文名: VISIONARYHOLDINGS CO., LTD.)
(2) 事業内容	

	眼鏡、コンタクトレンズ及び付属品、補聴器等の販売事業等を営む会社の株式又は持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配・管理	
(3) 所在地	東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階	
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長 星崎尚彦	現 (株)メガネスーパー 代表取締役社長
	取締役 東原俊哉	現 (株)メガネスーパー 取締役
	取締役 小坂雄介	現 (株)メガネスーパー 取締役
	取締役 三井規彰	現 (株)メガネスーパー 取締役
	取締役(社外) 永露英郎	現 (株)メガネスーパー 取締役
	取締役(社外) 松本大輔	現 (株)メガネスーパー 取締役
	監査役 吉田豊稔	現 (株)メガネスーパー 監査役
	監査役 杉崎茂	現 (株)メガネスーパー 監査役
	監査役 平岡久夫	現 (株)メガネスーパー 監査役
(5) 資本金の額	257,939千円(予定)	
(6) 決算期	4月30日	
(7) 純資産の額(連結)	未定	
(8) 総資産の額(連結)	未定	

## 提出会社の企業集団の概要

中略)

## 関係会社の状況

(訂正前)

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 目の健康(株)	東京都港区	0.25	経営コンサルティング業、有価証券の取得、保有、運用、管理等	100.0	メガネスーパーグループの眼鏡等小売事業における経営コンサルティング事業を行っています。 役員の兼務 0名
(株)メガネハウス 1	富山県富山市	12	眼鏡、コンタクトレンズ及び付属品、補聴器等の販売等	66.7	メガネスーパーグループの眼鏡等小売事業を行っています。 役員の兼務 2名
(株)Enhanlabo	東京都港区	10	眼鏡型ウェアラブル端末およびその周辺機器の企画・開発・製造・販売等	100.0	メガネスーパーグループのウェアラブル端末事業を行っています。 役員の兼務 2名
(株)関西アイケアプラットフォーム	東京都港区	10	眼鏡、コンタクトレンズ及び付属	100.0	メガネスーパーグループの眼鏡等小売事業を行っています。 役員の兼務 2名



会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
目の健康(株)	東京都港区	0.25	経営コンサル ティング業、有価証 券の取得、 保有、運 用、管理等	100.0	メガネスーパーグループの眼鏡等 小売事業における経営コンサル ティング事業を行っています。 役員の兼務 0名
(株)メガネハウス 1	富山県富山市	12	眼鏡、コン タクトレン ズ及び付属 品、補聴器 等の販売等	66.7	メガネスーパーグループの眼鏡等 小売事業を行っています。 役員の兼務 2名
(株)Enhanlabo	東京都港区	10	眼鏡型ウエ アラブル端 末およびそ の周辺機器 の企画・開 発・製造・ 販売等	100.0	メガネスーパーグループのウェア ラブル端末事業を行っています。 役員の兼務 2名
(株)関西アイケアプ ラットフォーム	東京都港区	10	眼鏡、コン タクトレン ズ及び付属 品、補聴器 等の販売等	100.0	メガネスーパーグループの眼鏡等 小売事業を行っています。 役員の兼務 2名
(株)みちのくアイケア プラットフォーム	東京都港区	10	眼鏡、コン タクトレン ズ及び付属 品、補聴器 等の販売等	100.0	メガネスーパーグループの眼鏡等 小売事業を行っています。 役員の兼務 2名

### 3【組織再編成に係る契約】

#### 1. 株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

メガネスーパーは、同社の定時株主総会による承認を条件として、平成29年11月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、メガネスーパーを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成29年6月19日開催のメガネスーパーの取締役会において承認いたしました。

(訂正後)

メガネスーパーは、平成29年11月1日(予定)を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、メガネスーパーを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成29年6月19日開催のメガネスーパーの取締役会において決定いたしました。

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 2【沿革】

訂正前)

平成29年6月19日	株式会社メガネスーパーの取締役会において、株式会社メガネスーパーの単独株式移転による持株会社「株式会社ビジョナリーホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議
平成29年7月26日	株式会社メガネスーパーの株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、株式会社メガネスーパーがその完全子会社となることについて決議
平成29年11月1日	株式会社メガネスーパーが株式移転の方法により当社を設立(予定)

当社普通株式を東京証券取引所市場JASDAQ市場(スタンダード)に上場(予定)

訂正後)

平成29年6月19日 株式会社メガネスーパーの取締役会において、株式会社メガネスーパーの単独株式移転による持株会社「株式会社ビジョナリーホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成29年7月26日 株式会社メガネスーパーの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、株式会社メガネスーパーがその完全子会社となることについて決議

平成29年11月1日 株式会社メガネスーパーが株式移転の方法により当社を設立(予定)  
当社普通株式を東京証券取引所市場JASDAQ市場(スタンダード)に上場(予定)

### 3【事業の内容】

(訂正前)

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。  
また、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパー及びその関係会社の最近事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。

メガネスーパーグループは、株式会社メガネスーパーと子会社4社で構成され、眼鏡、コンタクトレンズ及び付属品、補聴器等の販売を主要業務とする眼鏡等小売業を行っております。

(訂正後)

当社は、持株会社として傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を行う予定です。  
また、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパー及びその関係会社の最近事業年度末日時点の主な事業の内容は以下のとおりです。

メガネスーパーグループは、株式会社メガネスーパーと子会社5社で構成され、眼鏡、コンタクトレンズ及び付属品、補聴器等の販売を主要業務とする眼鏡等小売業を行っております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの業績等の概要については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)及び四半期報告書(平成29年9月13日提出)をご参照ください。

### 2【生産、受注及び販売の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)及び四半期報告書(平成29年9月13日提出)をご参照ください。

### 3【対処すべき課題】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社メガネスーパーの対処すべき課題については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)及び四半期報告書(平成29年9月13日提出)をご参照ください。

## 5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの経営上の重要な契約等については同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの経営上の重要な契約等については同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)及び四半期報告書(平成29年9月13日提出)をご参照ください。

## 6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)及び四半期報告書(平成29年9月13日提出)をご参照ください。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)及び四半期報告書(平成29年9月13日提出)をご参照ください。

## 第3【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

#### (2) 連結子会社の状況

（訂正前）

当社の完全子会社となるメガネスーパーの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

（訂正後）

当社の完全子会社となるメガネスーパーの設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)及び四半期報告書(平成29年9月13日提出)をご参照ください。

### 2【主要な設備の状況】

#### (2) 連結子会社の状況

（訂正前）

当社の完全子会社となるメガネスーパーの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社の完全子会社となるメガネスーパーの主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)及び四半期報告書(平成29年9月13日提出)をご参照ください。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (2) 連結子会社の状況

(訂正前)

当社の完全子会社となるメガネスーパーの設備の新設、除去等の計画については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社の完全子会社となるメガネスーパーの設備の新設、除去等の計画については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)及び四半期報告書(平成29年9月13日提出)をご参照ください。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### 【発行済株式】

種類	発行数	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	158,931,034株 (注)2	東京証券取引所JASDAQ 市場(スタンダード)	完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定のない当社における標準と なる株式であります。なお、単元株 式数は100株です。
A種優先株式	800株	-	単元株式数は1株であります。 (注)5、6
B種優先株式 (注)3	1株	-	単元株式数は1株であります。 (注)4、6
C種優先株式 (注)3	320株	-	単元株式数は1株であります。 (注)4、6
A種劣後株式 (注)3	30,318,181株	-	単元株式数は100株であります。 (注)4、6
B種劣後株式 (注)3	56,603株	-	単元株式数は100株であります。 (注)4、6
合計 (注)1	189,306,939株	-	-

(訂正前)

- (注) 1.メガネスーパーの発行済株式総数189,306,939株(平成29年4月30日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2.メガネスーパーは、当社の普通株式について東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)に新規上場申請を行う予定です。

(訂正後)

- (注) 1. メガネスーパーの発行済株式総数189,306,939株(平成29年4月30日時点)に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社(持株会社)となる当社が交付する新株式数は変動することがあります。
2. メガネスーパーは、当社の普通株式について東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)に新規上場申請を行っております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権

(訂正前)

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	30,060個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,006,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。但し、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、53円とする。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	159,318,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 53円 但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に従い変動することがある。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2017年11月17日から2024年11月16日とする。
	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

(訂正後)

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	29,880個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、2,988,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。但し、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、53円とする。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
	158,364,000円

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	(前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 53円 但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に従い変動することがある。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2017年11月17日から2024年11月16日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙3「乙第1回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

## 株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権

(訂正前)

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	68個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
	1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式10,000,000株（当社普通株式は、別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義する。以下同じ。）。なお、当社普通株式の株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しな

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>い。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「8. 行使価額の修正」を条件に、行使価額は、各修正日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正される。さらに、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東証におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。</p> <p>本届出書において、「行使日」とは、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。</p> <p>「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。</p> <p>3 行使価額の修正頻度</p> <p>行使の際に本欄2項に記載の条件に該当する都度、各修正日において、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限</p> <p>行使価額は40円(但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。</p> <p>5 割当株式数</p> <p>10,000,000株</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)</p> <p>本新株予約権の下限行使価額である40円で本新株予約権全部が行使された場合の金額は400,000,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。)</p> <p>7 当社の請求による本新株予約権の取得</p> <p>本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。</p> <p>8 本新株予約権者による本新株予約権の取得請求</p> <p>本新株予約権には、本新株予約権者が当社に対して、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。</p>



新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、100,000株（以下「割当株式数」という。）とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として10,000,000株とする。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額は、当初95円とする。</p> <p>但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」の定めるところに従い調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>950,000,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 95円</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成29年11月1日から平成30年3月31日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「10. その他の本新株予約権の行使の条件」の規定に従う。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 平成29年11月1日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の交付日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」の規定に従う。

(訂正後)

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	68個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式6,800,000株（当社普通株式は、別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義する。以下同じ。）。なお、当社普通株式の株価の上昇又は下落により本新株予約権の行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>2 行使価額の修正 前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「8. 行使価額の修正」を条件に、行使価額は、各修正日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り上げた金額に修正される。さらに、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東証におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。 本届出書において、「行使日」とは、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。 「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の直前の取引日をいう。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄2項に記載の条件に該当する都度、各修正日において、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限</p>

	<p>行使価額は40円(但し、後記「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。</p> <p>5 割当株式数 6,800,000株</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 本新株予約権の下限行使価額である40円で本新株予約権全部が行使された場合の金額は272,000,000円(但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。)</p> <p>7 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。</p> <p>8 本新株予約権者による本新株予約権の取得請求 本新株予約権には、本新株予約権者が当社に対して、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することを可能とする条項が設けられている(詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、100,000株(以下「割当株式数」という。)とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として6,800,000株とする。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>2. 行使価額は、当初95円とする。 但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)」に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 行使価額の調整」の定めるところに従い調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>646,000,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 発行価格 95円</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成29年11月1日から平成30年3月31日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 みずほ信託銀行株式会社 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店
新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「10. その他の本新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 平成29年11月1日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. いずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、もしくは本新株予約権の交付日より1年が経過した場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙7「乙第3回新株予約権の内容」記載の「7. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付」の規定に従う。

## 株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権

(訂正前)

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	33,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,300,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただ

	し、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、61円とする。 但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	201,300,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 61円 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2019年12月15日から2026年12月14日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店（又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合）、及び、新株予約権者が後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

(訂正後)

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年11月1日)
新株予約権の数	32,950個

新株予約権のうち自己新株予約権の数	該当事項はありません。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,295,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数」により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2. 行使価額は、61円とする。 但し、前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」の定めるところに従い調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	200,995,000円 (前記「新株予約権の目的となる株式の数」に1株あたりの前記「新株予約権の行使時の払込金額」を乗じた額を記載しております。実際の額は、これを下回る可能性があります。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 発行価格 61円 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2019年12月15日から2026年12月14日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求場所 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦NAビル3階 株式会社ビジョナリーホールディングス 2. 新株予約権の行使請求取次ぎ場所 設置しない。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 みずほ銀行横浜駅前支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)
新株予約権の行使の条件	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」の規定に従う。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画について株主総会の承認がなされた場合(株主総会の承認を要しない場合は取締役会の決議がなされた場合)、及び、新株予約権者が後記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写し) 別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利を行使することが出来なくなった場合、取締役会の決議によって別途定める日に、当社は新株予約権を無償にて取得することができる。

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得の制限については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	前記「第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報 第1 組織再編成(公開買付け)の概要 3 組織再編成に係る契約」の「株式移転計画(写)別紙9「乙第4回新株予約権の内容」記載の「6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」の規定に従う。

## (6) 【大株主の状況】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるメガネスーパーの平成29年4月30日現在の株主の状況は以下のとおりです。

(訂正後)

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、平成29年4月30日現在の株主の状況に基づき上場日時時点で想定される当社の株主の状況は以下のとおりです。

## (7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は、新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるメガネスーパーの平成29年4月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりです。

(平成29年4月30日現在)

(訂正前)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 800 B種優先株式 1 C種優先株式 320		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)普通株式 103,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 158,807,500 A種劣後株式 30,317,900 B種劣後株式 56,600	1,588,075 303,179 566	(注)2
単元未満株式	普通株式 20,034 A種劣後株式 281 B種劣後株式 3		(注)3
発行済株式総数	189,306,939		
総株主の議決権		1,891,820	

(注) 1. 普通株式は、権利内容に何ら限定のない株式会社メガネスーパーにおける標準となる株式であります。また、種類株式の内容については、1. 株式等の状況(1) 株式の総数 発行済株式 に記載しております。

(訂正後)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 800 B種優先株式 1 C種優先株式		(注)1

	320		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)普通株式 103,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式	158,807,500	1,588,075
	A種劣後株式	30,317,900	303,179
	B種劣後株式	56,600	566
単元未満株式	普通株式	20,034	
	A種劣後株式	281	
	B種劣後株式	3	
発行済株式総数	189,306,939		
総株主の議決権		1,891,820	

(注) 1. 「無議決権株式」欄及び「完全議決権株式(その他)」欄の種類株式の内容については、1. 株式等の状況(1) 株式の総数 発行済株式に記載しております。また、「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式は、権利内容に何ら限定のないメガネスーパーにおける標準となる株式であります。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

1. 平成26年11月17日取締役会決議(注)1

(訂正前)

取締役会決議年月日	平成26年11月17日(注)1
付与対象者の区分及び人数	メガネスーパー従業員216名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 1 株式会社メガネスーパー第9回新株予約権の決議年月日です。

2 平成29年4月30日現在のメガネスーパー第9回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

(訂正後)

取締役会決議年月日	平成26年11月17日(注)1
付与対象者の区分及び人数	メガネスーパー従業員214名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 株式会社ビジョナリーホールディングス第1回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上



- (注) 1 株式会社メガネスーパー第9回新株予約権の決議年月日です。  
2 平成29年7月31日現在のメガネスーパー第9回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

## 2.平成27年11月19日の取締役会決議(注)1

(訂正前)

取締役会決議年月日	平成27年11月19日(注)1
付与対象者の区分及び人数	メガネスーパー役職員2名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 株式会社メガネスーパー第11回新株予約権の決議年月日です。  
2 平成29年4月30日現在のメガネスーパー第11回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

(訂正後)

取締役会決議年月日	平成27年11月19日(注)1
付与対象者の区分及び人数	メガネスーパー役職員2名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 株式会社ビジョナリーホールディングス第2回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 株式会社メガネスーパー第11回新株予約権の決議年月日です。  
2 平成29年7月31日現在のメガネスーパー第11回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

## 3.平成28年12月15日の取締役会決議(注)1

(訂正前)

取締役会決議年月日	平成28年12月15日(注)1
付与対象者の区分及び人数	メガネスーパー従業員400名(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況 株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- (注) 1 株式会社メガネスーパー第11回新株予約権の決議年月日です。

2 平成29年4月30日現在のメガネスーパー第11回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

（訂正後）

取締役会決議年月日	平成28年12月15日（注）1
付与対象者の区分及び人数	メガネスーパー従業員399名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 株式会社ビジョナリーホールディングス第4回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1 株式会社メガネスーパー第13回新株予約権の決議年月日です。

2 平成29年7月31日現在のメガネスーパー第13回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

4.平成29年6月28日の取締役会決議（注）1

（訂正前）

取締役会決議年月日	平成29年6月28日（注）1
付与対象者の区分及び人数	メガネスーパー役員2名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1 株式会社メガネスーパー第14回新株予約権の決議年月日です。

2 平成29年7月10日現在のメガネスーパー第14回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

（訂正後）

取締役会決議年月日	平成29年6月28日（注）1
付与対象者の区分及び人数	メガネスーパー役員2名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況 株式会社ビジョナリーホールディングス第5回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1 株式会社メガネスーパー第14回新株予約権の決議年月日です。

2 平成29年7月31日現在のメガネスーパー第14回新株予約権の保有者の区分及び人数です。

## 4【株価の推移】

## (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

(訂正前)

月別	平成29年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	107	107	98	76	69	81
最低(円)	58	80	66	63	63	67

(訂正後)

月別	平成29年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	107	98	76	69	81	75
最低(円)	80	66	63	63	67	68

## 第5【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるメガネスーパーの経理の状況については、同社の有価証券報告書(平成29年7月28日提出)及び四半期報告書(平成29年9月13日提出)をご参照ください。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	毎決算日の翌日から3ヶ月以内
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日、4月30日
1単元の株式数	普通株式 100株 優先株式 1株 劣後株式 100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告(URL: <a href="http://www.meganesuper.co.jp/">http://www.meganesuper.co.jp/</a> )
株主に対する特典	未定

(訂正後)

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	毎年7月
基準日	4月30日

剰余金の配当の基準日	10月31日、4月30日
1単元の株式数	普通株式 100株 優先株式 1株 劣後株式 100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 (URL : <a href="https://www.meganesuper.co.jp/">https://www.meganesuper.co.jp/</a> )
株主に対する特典	未定

## 第六部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

##### 【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

事業年度 第42期第1四半期(自 平成29年5月1日 至 平成29年7月31日) 平成29年9月13日 関東財務局長に提出。

##### 【臨時報告書】

(訂正前)

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成29年7月10日)までに、以下の臨時報告書を提出しておりません。

(訂正後)

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成29年9月13日)までに、以下の臨時報告書を提出しておりません。